

平成 25 年第 4 回定例
夕張市議会会議録
平成 25 年 12 月 19 日(木曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 議案第 2 号 平成 25 年度夕張市国民健康保険事業会計度補正予算
議案第 3 号 平成 25 年度夕張市介護保険事業会計補正予算
議案第 15 号 平成 25 年度夕張市一般会計補正予算
- 第 2 議案第 4 号 夕張市税条例の一部改正について
- 第 3 議案第 5 号 夕張市子ども基金条例の一部改正について
- 第 4 議案第 6 号 夕張市観光施設設置条例の一部改正について
- 第 5 議案第 7 号 夕張市下水道条例の一部改正について
議案第 8 号 夕張市水道事業給水条例の一部改正について
- 第 6 議案第 9 号 夕張市火災予防条例の一部改正について
- 第 7 議案第 10 号 市道路線の認定について
- 第 8 議案第 11 号 市道路線の変更について
- 第 9 議案第 12 号 市道路線の廃止及び変更について
- 第 10 議案第 14 号 夕張市教育委員会委員の任命について
- 第 11 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 12 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 第 13 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 第 14 報告第 3 号 財政的援助団体の監査結果について
- 第 15 報告第 4 号 例月現金出納検査の結果について

- 報告第 5 号 例月現金出納検査の結果について
- 報告第 6 号 例月現金出納検査の結果について
- 第 16 意見書案第 1 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
- 第 17 意見書案第 2 号 過疎対策の積極的推進を求める意見書
- 第 18 意見書案第 3 号 積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書

◎出席議員 (9 名)

大 山 修 二 君
小 林 尚 文 君
高 間 澄 子 君
熊 谷 桂 子 君
高 橋 一 太 君
島 田 達 彦 君
藤 倉 肇 君
厚 谷 司 君
角 田 浩 晃 君

◎欠席議員 (なし)

午前 10 時 30 分 開議

●議長 高橋一太君 これより、平成 25 年第 4 回定例夕張市議会第 3 日目の会議を開きます。

●議長 高橋一太君 本日の出席議員は 9 名、全員であります。

●議長 高橋一太君 本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により
厚谷議員
角田議員
を指名いたします。

●議長 高橋一太君 この際、事務局長から諸般

の報告をいたします。

●事務局長 池下 充君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります、
お手元に配付してありますプリントのとおりであり
ます。

以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 鈴木直道君

教育委員会委員長

氏家孝治君

選挙管理委員会委員長

佐藤憲道君

農業委員会会長 山田昇君

監査委員 板谷信男君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

理事 叶野公司君

理事 鈴木成君

まちづくり企画室長

工藤学君

まちづくり企画室主幹

押野見正浩君

まちづくり企画室主幹

佐藤学君

総務課長 寺江和俊君

総務課主幹 鈴木茂徳君

総務課主幹 奥村真宏君

財務課長 石原秀二君

財務課税務担当課長

三浦護君

財務課主幹 田中満穂君

財務課主幹 大島琢美君

産業課長 木村卓也君

産業課主幹 武藤俊昭君

産業課主幹 堀靖樹君

産業課主幹 茅野裕喜君

産業課主幹 志賀友彰君

建設課長 細川孝司君

建設課都市計画土木担当課長

熊谷修君

建設課主幹 近野正樹君

建設課主幹 鳥井朗君

上下水道課長 天野隆明君

上下水道課技術担当課長

小林正典君

上下水道課主幹 阿部和之君

市民課長 芝木誠二君

市民課主幹 小松政博君

市民課主幹兼南支所長

清野敦子君

保健福祉課長 及川憲仁君

保健福祉課生活福祉担当課長兼

福祉事務所長 板垣臣昭君

保健福祉課主幹 平塚浩一君

保健福祉課主幹 角直剛君

会計管理者兼出納室長

熊谷禎子君

消防長 増井佳紀君

消防次長兼管理課長

石黒友幹君

◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の
職・氏名

教育長 小林信男君

教育課長 古村賢一君

教育課主幹 武部一憲君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者
の職・氏名

事務局長 寺江和俊君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・
氏名

事務局長 武藤俊昭君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 池下充君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 池下充君

主査 熊谷正志君
主査 志茂隆君

●議長 高橋一太君 日程に入ります前に、案件の追加とその取り扱いにつきまして、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

厚谷委員長。

●厚谷 司君（登壇） 追加案件の提出にかかわり、その取り扱い等について協議のため、さきに議会運営委員会を開催しておりますので、その結果についてご報告申し上げます。

追加提出されることとなりました案件は、本会議初日に可決されました議案第 1 号夕張市財政再生計画の変更についてが、総務大臣の同意を得られたことに伴う議案第 15 号平成 25 年度夕張市一般会計補正予算でありまして、この案件の取り扱いにつきましては、本日の本会議において上程し、即決することとしたところであります。

その結果、意見書案の調整結果も踏まえ、本定例市議会における付議案件数は、議案 15 件、諮問 1 件、報告 6 件、意見書案 3 件の合わせて 25 件となるものであります。

以上で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり取り扱うことと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように取り扱ってまいります。

●議長 高橋一太君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従いまして会議を進行いたします。

●議長 高橋一太君 日程第 1、議案第 2 号平成 25 年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算、議案第 3 号平成 25 年度夕張市介護保険事業会計補正予算、

議案第 15 号平成 25 年度夕張市一般会計補正予算、以上 3 議案を一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 議案第 2 号、議案第 3 号及び議案第 15 号、3 議案一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第 2 号平成 25 年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算につきましては、被保険者に係る高額医療費、医療給付費及び各種経費の精算等に関連した所要経費を計上するものであります。

まず 1 ページ、第 1 条、歳入歳出予算の補正額 3,404 万 5,000 円の内訳につきまして、歳入歳出予算補正事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。

9 ページ、2 款保険給付費 1 項療養諸費につきましては、一般財源から療養給付費等交付金に財源振替するものであります。

10 ページ、2 項高額療養費につきましては、一般被保険者高額療養費を追加計上するものであります。

11 ページ、3 款後期高齢者支援金等 1 項後期高齢者支援金等及び 12 ページ、6 款介護納付金 1 項介護納付金につきましては、後期高齢者支援金及び介護納付金の決定額減少に伴い、減額するものであります。

13 ページ、9 款諸支出金 1 項過年度過誤納還付金につきましては、負担金及び交付金の精算に伴い還付金を計上するものであります。

6 ページに戻ります。

歳入につきましては、2 款国庫支出金 1 項負担金につきましては、療養給付費等負担金の追加交付額を計上するものであります。

7 ページ、3 款療養給付費交付金 1 項療養給付費交付金につきましては、医療給付費交付金の追加交付額を計上するものであります。

8 ページ、8 款繰入金 2 項基金繰入金につきましては、一般財源を国民健康保険準備基金繰入金によ

り措置するものであります。

その結果、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の総額は18億4,093万円となるものであります。

以上、国民健康保険事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第3号平成25年度夕張市介護保険事業会計補正予算につきまして、介護保険基盤緊急整備等特別対策事業交付金を活用し、第5期夕張市介護保険事業計画に基づき認知症高齢者グループホームを整備するため、助成金を計上するものであります。

これにより、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の補正額は3,540万円となり、その結果、歳入歳出予算の総額は15億8,646万2,000円となるものであります。

以上で、介護保険事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第15号平成25年度一般会計補正予算につきましては、先般12月17日に総務大臣の同意が得られました夕張市財政再生変更計画に基づく補正を行おうとするものであります。

1 ページ、第1条、歳入歳出予算の補正額7億4,095万2,000円の内訳につきまして、歳入歳出予算補正事項別明細の歳出からご説明申し上げます。

17 ページ、2 款総務費 1 項総務管理費につきましては、観光施設の除排雪に係る委託料と市所有施設の除却、一部解体に係る経費、各種基金の積み立て及び幸福の黄色いハンカチ基金助成金について計上するものであります。

なお、不用公共施設除却につきましては、過疎対策事業債ソフト分の発行が可能となったため、財源振替するものであります。

18 ページ、2 項地域振興費につきましては、当初計上の民間賃貸住宅建設費補助について、財源振替するものであります。

19 ページ、3 款民生費 1 項社会福祉費につきましては、社会福祉協議会への人件費補助と生活支援用具等の給付及び赤字バス路線の補助に必要な経費

を計上し、また重度心身障害者医療費給付、高齢者公共交通利用負担軽減について、財源振替するものであります。

20 ページ、2 項児童福祉費につきましては、乳幼児医療給付及びひとり親家庭等医療費給付について、財源振替するものであります。

21 ページ、3 項生活保護費につきましては、医療扶助を初め給付費の増大により、所要の経費を計上するものであります。

22 ページ、4 款衛生費 1 項保健衛生費につきましては、清陵浴場及び保健福祉センターのボイラー等の設備を修繕するための経費を計上し、診療所事業会計繰出金及び有害鳥獣駆除について、財源振替するものであります。

23 ページ、5 款農林業費 1 項農業費につきましては、農業研修センター施設整備について、財源振替するものであります。

24 ページ、7 款土木費 2 項道路橋りょう費につきましては、市道清水沢中央2号線交差点改良に係る事業費の増加に伴う経費を計上するものであります。

25 ページ、3 項都市計画費、26 ページ、4 項住宅費につきましては、記載のとおり財源振替するものであります。

27 ページ、8 款消防費 1 項消防費につきましては、消防職員の新規採用に伴う被服等の購入経費を計上するものであります。

28 ページ、9 款教育費 1 項教育総務費につきましては、学校業務に係る臨時職員を雇用するための経費を計上し、人件費及びユーパロ幼稚園旧ボイラー室煙突解体について、財源振替するものであります。

29 ページ、3 項中学校費につきましては、記載のとおり財源振替するものであります。

30 ページ、4 項社会教育費につきましては、公民館業務に係る臨時職員を雇用するための経費を計上し、美術品管理について、財源振替するものであります。

31 ページ、5 項保健体育費につきましては、記載

のとおり財源振替するものであります。

7 ページに戻ります。

歳入につきましては、歳出に関連する確定財源をそれぞれ関係科目に計上し、一般財源についてはにより措置するものであります。その結果、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の総額は 114 億 1,645 万 2,000 円となるものであります。

また、第 2 条、地方債の補正につきましては、4 ページ、第 2 表、地方債補正のとおり、追加しようとするものであります。

以上、議案第 2 号、議案第 3 号及び議案第 15 号の 3 議案一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決をいたします。

本 3 議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 3 議案は、原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 2、議案第 4 号夕張市税条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 議案第 4 号夕張市税条例の一部改正について、提案理由をご説明いたします。

本案は、地方税法等の一部改正に伴う個人の市民税に係る改正及び「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」

の施行に伴い、夕張市税条例の一部について、条例の改正を行おうとするものであります。

その主な内容は、公的年金に係る徴収方法及び仮徴収税額の算定方法の見直しによる改定、金融所得課税の一体化による改正、地方税の臨時特例法施行に伴う個人市民税均等割の加算による改正であり、それぞれ所要の改正並びに 等をを行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 3、議案第 5 号夕張市子ども基金条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 議案第 5 号夕張市子ども基金条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、平成 18 年 3 月、次代を担う子どもの健全育成を図ることを目的に設置された条例についてであります。これに市民の学術、文化、スポーツ活動の振興及び発展に寄与する目的に なるべく、本案のとおり夕張市子ども基金条例の一部を改正し、夕張市子ども文化振興基金条例としようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 4、議案第 6 号夕張市観光施設設置条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 議案第 6 号夕張市観光施設設置条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、味のコーナー・ハイロードについて、観光施設としての機能が喪失し、今後、観光施設としての活用が見込めないことから、用途廃止することに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 5、議案第 7 号夕張

市下水道条例の一部改正について、議案第 8 号夕張市水道事業給水条例の一部改正について、以上 2 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 議案第 7 号及び議案第 8 号の 2 議案について、一括して提案理由をご説明いたします。

本 2 議案は、いずれも「社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されたことに伴い、税負担の円滑かつ適正なを基本としてとして対処するとの考え方を踏まえ、上水道及び下水道使用料並びに関連する各手数料等を改正するため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案第 7 号及び議案第 8 号 2 議案一括して提案理由をご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決をいたします。

本 2 議案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 2 議案は、原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 6、議案第 9 号夕張市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 議案第 9 号夕張市火災予防条例の一部改正について、提案理由をご説

明申し上げます。

本案は、消防法施行令の一部を改正する政令及び建築基準法の施行令が公布されたことに伴い、本条例において準用しております当該施行令の条番号と整理を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 7、議案第 10 号市道路線の認定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 議案第 10 号市道路線の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、平和に建設予定でありますし尿処理場の接道部が道路用地となっておらず、市道の認定を行わないと、都市計画決定及び建築確認が困難であることから、路線の認定が必要となるものであります。

よって、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

●議長 高橋一太君 議場整理のため暫時休憩いたします。

午前 10 時 52 分 休憩

午前 11 時 04 分 再開

●議長 高橋一太君 これより、会議を再開いたします。

それでは、議案第 10 号に対します質疑に入ります。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 8、議案第 11 号市道路線の変更についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 議案第 11 号市道路線の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、シューパロダム建設工事に伴い、市道奥鹿島線の付替え路線が完成したため、路線の変更が必要となるものであります。よって、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 9、議案第 12 号市道路線の廃止及び変更についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 議案第 12 号市道路線の廃止及び変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、市営住宅再編事業により路線の廃止及び変更が必要となるものであります。よって、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 10、議案第 14 号夕張市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 議案第 14 号夕張市教育委員会委員の任命について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、現委員であります安藤政子さんが、本年 12 月 20 日をもって任期満了となりますので、その後任について同氏を再度任命することについて、同意を得ようとするものであります。

なお、同氏の略歴につきましては、省略をさせて

いただきます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件は、これに同意することに決定いたしました。

●議長 高橋一太君 日程第 11、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、現人権擁護委員である矢野雅昭さん、平村美千子さん、佐藤裕子さんが、平成 26 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、その後任として 3 氏を再度任命するため、それぞれ推薦いたしたく人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により諮問をするものであります。

なお、3 氏の略歴については、省略をさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本件は、これを可とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件は、これを可とすることに決定いたしました。

●議長 高橋一太君 日程第 12、報告第 1 号専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 報告第 1 号専決処分の報告について、その内容をご説明申し上げます。

本報告は、市立ゆうばり幼稚園運動会で発生した事故により、相手側に損害を与えたことに対する損害賠償について示談が成立いたしましたので、それに係る損害賠償額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものであります。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 日程第 13、報告第 2 号専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 報告第 2 号専決処分の報告について、その内容をご説明申し上げます。

本報告は、平成 25 年 11 月 10 日、夕張市清水沢町 23 番地 1 で発生した強風によって市所有の公営住宅賃貸車庫が破損し、相手方の入庫中乗用車を損傷させたことに対する損害賠償額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものであります。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わ

ります。

●議長 高橋一太君 日程第 14、報告第 3 号財政的援助団体の監査結果についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 日程第 15、報告第 4 号ないし第 6 号、いずれも例月現金出納検査の結果について、以上 3 案件一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 日程第 16、意見書案第 1 号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書を議題といたします。

本意見書案は、厚谷議員外 7 名の提案ですので、直ちに採決をいたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 17、意見書案第 2 号過疎対策の積極的推進を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、高間議員外 7 名の提案ですので、直ちに採決をいたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがいまして、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 18、意見書案第 3 号積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、高間議員外 7 名の提案ですので、直ちに採決をいたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって閉じます。

●事務局長 池下 充君 ご起立願います。

●議長 高橋一太君 これをもって、第 4 回定例夕張市議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前 11 時 15 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 員 厚 谷 司

夕張市議会 議 員 角 田 浩 晃